

[事案23-2] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成23年9月28日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を窓口として契約した変額個人年金につき、銀行員の虚偽の説明を理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成19年9月に、相続資産の受取・納税を銀行を通じて行った後、当該銀行に勧められ、変額個人年金に加入した。勧誘に際し、パンフレット、設計書等の募集資料を見せられることなく、「2000万円を4年間預けたら、5年目から毎月10万円を20年間もらえる。満期になれば2400万円の支払いが保証されている。」「元本は保証されている。」と説明され、途中解約でも元本が返ってくると理解した。申立契約を定期預金のようなものと誤信して契約を締結したものであることから、契約を取消し一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、募集資料を使用しての商品内容、元本割れリスク、手数料の説明を複数回にわたり行っているため、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、不実告知による取消し（消費者契約法4条1項1号）と、錯誤による無効（民法95条本文）であると解し、申立人および保険会社から提出された書面並びに申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実が認められるので、申立人の主張には理由がなく、本件申立内容を認める理由はないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

1. 不実告知の主張について

- (1) 募集人が、パンフレット等の募集資料を使用したか、商品内容をどのように説明したかについては争いがあり、申立人は、申立契約の内容については、前記の説明をされただけであり、パンフレット等の募集資料は使用されておらず申込後に貰ったと述べている。
- (2) しかし、変額個人年金について、募集資料なしに説明することは困難であることから、勧誘に際しては、通常、募集資料が使用され、その内容に則して説明される。本件についても、申立人の供述以外に、募集人が募集資料を使用しなかったと認めることのできる特段の証拠は見当たらず、募集人は、申立人またはその夫に複数回に亘って商品の説明をし、相応の時間を費やしていることからしても、募集人は、募集資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったと認めるのが相当といえる。
- (3) 契約概要、設計書などの募集資料には、年金原資と年金額に最低保証はないこと、年金原資が一時払保険料を下回ることもあること、解約払戻金は一時払保険料を下回る場合があることが、記載されている。
- (4) 申立人が自署した意向確認書等には、勧誘商品は、運用実績に応じて積立金額・解約払

戻金額・年金額・死亡給付金額等が変動すること、預金ではなく保険商品であって、途中解約の場合の解約払戻金額は、運用実績及び所定の控除により一時払保険料を下回る可能性がある旨が記載されている。

(5) いずれの募集資料にも、元本保証である旨の記載はない。

(6) 以上の資料の内容からすると、募集人が、これら資料を用いながら、申立人が主張するような説明をしたと判断することは困難と言わざるを得ず、募集人が申立契約を勧誘するに際し、不実告知をしたとは認められず、取消しは認められない。

2. 錯誤の主張について

申立人に錯誤の存在を認めることは困難だが、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、申立人が自署した申込書には、年金の原資と毎年の年金額は運用実績に応じて変動し、途中解約の場合の解約返戻金額は払込保険料（元本）を下回る場合があることを容易に知りうるところであり、申立人が読まずに申込みをしたのであれば、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言えるので、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。

【参 考】

○消費者契約法

第4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取消することができる。

1号 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

○民法

第95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。